

第百七十四回国会

参議院経済産業委員会会議録第五号

平成二十二年四月六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

池口 修次君

平山 誠君

塚田 一郎君

三月二十六日

辞任

横峯 良郎君

伊達 忠一君

四月五日

辞任

中谷 智司君

藤末 健三君

補欠選任

直嶋 正行君

横峯 良郎君

伊達 忠一君

補欠選任

平山 誠君

塚田 一郎君

補欠選任

徳永 久志君

風間 直樹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

木俣 佳丈君

広野ただし君

藤原 正司君

加納 時男君

塚田 一郎君

委員

風間 直樹君

櫻井 充君

高橋 千秋君

徳永 久志君

直嶋 正行君

白 眞勲君

平山 誠君

増子 輝彦君

藤井 孝男君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

松山 政司君

渡辺 秀央君

谷合 正明君

弘友 和夫君

直嶋 正行君

松本 忠洋君

増子 輝彦君

高橋 千秋君

山田 宏君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(第十二回国際エネルギーフォーラム等に関する件)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木俣佳丈君) たいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、池口修次君、藤末健三君及び中谷智司君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君、風間直樹君及び徳永久志君が選任されました。

○委員長(木俣佳丈君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(木俣佳丈君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に塚田一郎君を指名いたします。

○委員長(木俣佳丈君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のうち、第十二回国際エネルギーフォーラム等に関する件を議題といたします。

政府から報告を聴取いたします。直嶋経済産業大臣。

○国務大臣(直嶋正行君) 私は、三月二十九日から四月二日までメキシコ(カンクン)に出張し、国際エネルギーフォーラム(IEF) 閣僚会合に出席いたしました。

IEF閣僚会合は、産油国と消費国約七十か国の閣僚が集う対話の場であり、二年に一度開催される会合です。

今回の成果は、次の三つです。

第一に、産消対話及びそれを担う組織や機能を強化するため、一年以内にIEF憲章を策定する旨の閣僚宣言に合意をいたしました。

第二に、合意された閣僚宣言を通じて、原油価格の安定化に向けて産消双方が協力していくことを再確認いたしました。原油価格安定化のセクションで、私から、原油価格の上昇が世界経済に与える影響及び金融先物市場の規制の必要性を強調いたしました。また、サウジアラビア、UAEなどの産油国は、余剰生産能力の確保を表明いたしました。

第三に、産消双方が協力して気候変動問題に取り組むことを確認いたしました。私は、当該セッションのパネリストを務め、鳩山イニシアティブを含む日本の先進的な取組を表明するとともに、省エネ、再生可能エネルギー、原子力及び化石燃料のクリーンな利用の必要性を強調し、議論を牽引いたしました。

さらに、私は会議の合間を縫って、米国、サウジアラビア、ポーランド、ニュージーランド、メキシコ、ブルネイの主要閣僚と会談を行いました。

米国のボネマン・エネルギー副長官には、日本企業の関与する米国内の新規原発建設案件への支援を要請するとともに、昨年十一月の首脳会談で合意した、日米クリーン・エネルギー技術協力の進展に向けた連携を確認いたしました。

サウジアラビアのナイミ石油鉱物資源大臣とは、石油分野のみならず、省エネ、太陽光発電を含む再生可能エネルギーなど広範な分野での協力の進展を確認し、今後の強化を約束いたしました。

ポーランドのバヴラク副首相兼経済大臣とは、石炭及び原子力分野における二国間協力の強化を確認いたしました。特に、原子力については、協力文書に署名するとともに、先方から、我が国がパートナーとなることに強い期待表明がありました。

今回の出張の成果を踏まえ、引き続き、エネルギー安全保障の強化及び気候変動問題について積極的に取り組む所存であります。

○委員長(木俣佳丈君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(木俣佳丈君) 小規模企業共済法の一部

を改正する法律案及び中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。直嶋経済産業大臣。

○国務大臣(直嶋正行君) 小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が掛金を積み立て、廃業や引退に備える制度であり、言わば小規模企業者のための退職金制度です。経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者にとって、廃業時や引退時に生活資金や事業再建資金の支給が受けられる本制度は大きな役割を果たしています。

近年、小規模企業者の七割を占める個人事業主の数は、減少の一途をたどっています。このような中、金融危機に伴う実体経済の悪化により、個人事業主は、依然として厳しい経営環境に置かれていることから、小規模企業の資金繰り支援や雇用対策といったセーフティネット機能の強化を図る必要があります。こうした対策に加え、個人事業主が安心して事業に専念できるよう小規模企業共済制度を拡充することが極めて重要な課題となっています。

このため、家族一体で事業が行われることの多い個人事業の実態を踏まえ、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者の将来への安心を確保することを目的として、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

この法律案により、小規模企業共済制度の加入対象者を拡大します。共同経営者を加入対象とすること、個人事業主に加えてその共同経営者が安心して事業に注力できる環境を整えます。

また、本法律案による加入対象者の拡大と併せて、共済加入者である後継者に対する事業承継資金の低利融資制度を創設することにより、事業承継の円滑化を図ります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨です。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった共済契約者に対し、その積み立てた掛金の十倍の範囲内で、共済金を簡易迅速に貸し付ける制度であり、中小企業の連鎖倒産の防止に大きな役割を果たしています。

近年、倒産件数が高水準で推移していることに加え、取引先企業の倒産によって回収困難となる売掛金債権の額が高額となっていることから、経営基盤が脆弱な中小企業が連鎖倒産に陥る危険性は高まっています。また、本制度を安定的に運営するためには、引き続き多数の中小企業者が共済に加入し、利用することが重要であり、常に中小企業者のニーズを踏まえ、制度の魅力を高めていくことが求められています。

このため、取引先企業の倒産によって中小企業が連鎖倒産に陥ることがないように制度の改善を行い、中小企業が安心して経営できるようにセーフティネット機能を強化することなどを目的として、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業の資金ニーズに対応して、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うために、貸付限度額を政令事項に改めるとともに、貸付限度額を引き上げます。

第二に、共済契約者に対して共済金を貸し付ける場合について、これまでは取引先の法的整理手続や手形取引停止処分に限定されていたところ、弁護士等が関与する私的整理の一部を追加します。

第三に、貸付けを受けた共済金を約定期限よりも早期に完済した共済契約者に対して早期償還手当金を支給する制度を創設します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨です。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(木俣佳文君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。一、中小零細企業の経営安定のための対策に関する請願(第四九六号)

第四九六号 平成二十二年三月十六日受理
中小零細企業の経営安定のための対策に関する請願者 東京都江東区東雲二ノ六ノ一九ノ五〇二 宮嶋みゆき 外千八百八十一名

紹介議員 小池 晃君
アメリカの金融危機に端を発した景気悪化の下で、大企業による派遣切り、期間工切りが相次ぎ、大量解雇は正規労働者にも及び始め、突然契約を打ち切られ、寮も追い出された労働者が、路上生活に追い込まれている。企業倒産は六か月連続一、〇〇〇件を超え、就職内定取消しも続出している。大量解雇を進めている大企業のほとんどが減益の見通しというだけで、利益も上げ、株主への配当も減らす。巨額の内部留保を持っている上、法人税ゼロなどの税制の優遇も受けている。労働者を大量解雇しなければならぬ理由はない。現行の労働法制においても、有期雇用の契約途中の解除はやむを得ない事由がなければできないとされており、契約の中途解除、雇止め、雇い止め、一方的な内定取消しなどは許されない。また、一九九〇年代後半からの構造改革によって労働法制の規制緩和や、社会保障改悪を進めてきた

政府にも大きな責任がある。大企業に社会的な責任を果たさせるとともに、雇用と暮らしを守る緊急対策が急がれている。

ついては、次の事項について実現を図られた。一、銀行の貸し渋り、貸しはがしをやめさせる、公的融資を充実させるなど中小零細企業の経営安定のための対策を行うこと。

四月二日本委員会に左の案件が付託された。一、地域を支える中小業者の支援に関する請願(第五〇五号)

第五〇五号 平成二十二年三月二十四日受理
地域を支える中小業者の支援に関する請願者 埼玉県春日部市金崎一、二四六ノ四三 雨宮陽子 外百七十二名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第五〇五号 平成二十二年三月二十五日受理
経済・金融危機の打開を目指すことに関する請願者 茨城県稲敷郡美浦村舟子二、二一三 山田善乃 外千三百四十五名

紹介議員 大門実紀史君
原油・資材・穀物の高騰に続く円高、金融危機の急速な広がりが、中小業者・国民に一層の苦難を押し付けている。今行すべきことは、消費税増税ではなく、中小業者・国民の負担軽減と仕事の確保であり、原材料価格高騰対応等緊急保証制度(セーフティネット保証)を真の貸し渋り対策となるよう、抜本的に改善することである。

ついては、国民と中小業者の暮らしと経営を守るため、次の事項について実現を図られた。一、中小業者の仕事確保を進める緊急対策を行う

こと。経済政策を内需拡大と地域経済の振興へと切り替えること。

二、緊急保証制度を拡充し、借換えを認め、貸し渋りを許さない措置を講ずること。既往債務の返済凍結を認めること。部分保証を廃止すること。投機マネーを規制すること。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案
一、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第三号若しくは前号」を「前二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人(前二号に掲げる個人を除く。)

第三条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「次の各号」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第七条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同条第四項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより」を削る。

第十三条第一項後段中「第七条第四項第一号又は第三号」を「第七条第四項各号」に改め、「以内」の下に「第十五条ただし書の規定に

より条件付権利の譲渡をしたものを除く。」を加え、同条第二項中「条件付き権利」を「条件付権利」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前において効力を生じた共済契約(次項において「既契約」という。)については、この法律による改正後の第七条第四項第一号中「設立するため」とあるのは、「設立するためその事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより」と読み替えて、同号の規定を適用する。

2 この法律の施行前に第七条第四項第二号に掲げる事由が生じた既契約に係る共済契約者については、この法律による改正後の第十三条第一項後段の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に申込みがされた共済契約については、この法律による改正後の第三条第五項第三号の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負つていふことにより事業の継続が困難となつていふため債務の減免又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続

であつて、その開始日を特定することができ、るものとして経済産業省令で定めるものがされること。

第二条に次の四項を加える。

4 この法律において「早期償還手当金」とは、機構が、貸付けを受けた共済金の償還を完了すべき期限前にこれを完了し、かつ、当該共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に対し、第十条第六項の規定により支給する手当金をいう。

5 この法律において「一時貸付金」とは、機構が、臨時に事業資金を必要とする共済契約者に対し、第十条の二第一項の規定により貸し付ける資金をいう。

6 この法律において「解約手当金」とは、機構が、共済契約を解除した者に対し、第十一条第一項の規定により支給する手当金をいう。

7 この法律において「元済手当金」とは、機構が、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に対し、第十一条の二第一項の規定により支給する手当金をいう。

第三条第三項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「貸付け又は」の下に「早期償還手当金」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 掛金月額は、五千円以上であつて五千円に整数を乗じて得た額とする。ただし、第九条第二項ただし書の政令で定める額の十分の一に相当する額(以下「掛金納付制限額」という。)の四十分の一に相当する額を超えてはならない。

第五条第一項中「明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて」を「明らかにして」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「貸付け又は」の下に「早期償還手当金」を加える。

第九条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項ただし書中「三千二百万円」を「政令で定める

額」に改め、同項第三号中「前六月以内」を「前日の六月前の日から貸付けの請求があつた日までの間」に改め、同条第四項中「次の各号」を「次に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の政令で定める額は、取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付けを受けることにより中小企業者の大部分が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案して定めるものとする。

第十条第一項中「五年」を「その貸付額に応じ、十年」に改め、同条に次の二項を加える。

6 共済契約者が共済金の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限(第四項の規定により償還期日が繰り下げられたことに、当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)前にこれを完了した場合において、当該共済金の全額をその償還期日までに償還したときは、機構は、経済産業省令で定めるところにより、共済契約者に経済産業省令で定める額の早期償還手当金を支給することができる。

7 機構が共済契約者に早期償還手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第三項若しくは次条第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは元済手当金があるときは、機構は、当該早期償還手当金の額からこれらの額を控除することができ

る。

第十一条第五項及び第十一条の二第四項中「一時貸付金」の下に「早期償還手当金」を加える。

償還手当金」を加え、同条第三項中「八万円」を「掛金納付制限額の四十分の一に相当する額」に改め、同条第四項中「三百二十万円」を「掛金納付制限額」に改める。

第十三条中「貸付け又は」の下に「早期償還手当金」を、「一時貸付金」の下に「早期償還手当金」を加える。

第十四条第一項中「末日までに」を「末日（共済契約が効力を生じた日の属する月分及びその翌月分の掛金にあつては、共済契約が効力を生じた日の属する月の翌々月末日）までに」に改め、同条第三項中「三百二十万円」を「掛金納付制限額」に改め、同条第六項中「三千二百万円」を「第九条第二項ただし書の政令で定める額」に、「三千二百万円未満」を「当該政令で定める額未満」に改める。

第十九条中「及び申込金の返還を受ける権利」を削る。

第二十条中「貸付け」の下に「又は早期償還手当金」を加え、「又は申込金の返還」を削る。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條の次に次の一條を加える。

（経過措置）

第二十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第二項に一号を加える改正規定、第九条第二項第三号の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
 - 二 附則第八条の規定 公布の日
- （共済金を貸し付ける事態に関する経過措置）

第二条 第二条第二項に一号を加える改正規定の施行前に生じたこの法律による改正後の第二条第二項第三号に規定する事態に相当する事態に係る共済金の貸付けについては、なお従前の例による。

（申込金に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に行われた共済契約の申込みに係る申込金については、なお従前の例による。

（共済金の貸付けに際して掛金の合計額から控除する額に関する経過措置）

第四条 第九条第二項第三号の改正規定の施行後に行われる貸付けの請求のうち、倒産の発生の日からこの法律の公布の日の前日までの間ににおいて掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係るものに対する共済金の貸付額については、なお従前の例による。

（時効に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に生じた申込金の返還を受ける権利及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に生じた申込金の返還を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第七号中「及び申込金」を削る。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。